

令和7年度ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業の実施自治体の募集要領

1. 背景・目的

海洋ごみ対策については、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）等に基づき、回収・処理を始め各種対策が進められてきましたが、今後より一層対策を進めていくためには、企業等の持つ先進的な技術や創意工夫を生かすことが重要です。そのため、自治体と企業等が連携した海洋ごみ対策を支援いたします。

2. 事業概要

自治体と企業等の連携による海洋ごみ対策に対して、実効性のある持続可能な取組となるよう下記の支援を通じて、事業プランの作成、連携体制の構築、効果・課題の検証等のサポートを行います。

3. 支援内容

自治体が企業等と連携して行う以下の取組について、有識者の派遣（1カ所当たり1回を想定）によるコンサルティング等を実施するとともに、1件当たり合計1,500千円を上限として、事務局を通して支援します。なお、本事業による支援は、事務局から自治体等が発注した事業者等に対して直接支払うため、自治体の予算に計上する必要はありません。

① 事業プラン策定・具体化

事業プランの策定や構想の具体化に向けた検討等

② 連携体制の構築

自治体・企業・その他団体で共有できるメリットやアウトカム具体化等

③ 地域住民の理解増進につながる普及啓発

効果的な広報・普及のための手法の検討・実施等

④ 効果・課題の事後検証とPDCAサイクル

地域や市民への浸透度に関する成果目標の設定や効果測定等

⑤ ①～④のほか、有効性が高いと認められる取組（必要に応じて協議の上決定）

4. 応募主体

都道府県及び市町村（複数自治体による連名での申請も可）

5. 審査の観点

- ・自治体と企業等の連携により、それぞれの強みを生かした取組であること。
- ・海洋ごみ対策として、陸域・河川・海岸・海域等における発生抑制対策や回収・処理等を実践することにより、効率的な海洋ごみの削減や回収・処理に繋がる取組であること。
- ・全国的に横展開が可能なモデルとして期待できる取組であること。

6. 選定数

5 自治体程度

7. 提出資料

別紙事業実施計画書及び事業実施概要により提出してください。

「連携先企業等」については、具体的な事業者名でなくても、想定している分野・業種の記載のみで構いません。

8. 提出方法

電子メールによる提出

9. 提出期限

令和7年5月23日（金）※期間厳守

10. お問い合わせ先、提出先

ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業事務局
(一般財団法人日本環境衛生センター)

MAIL local_blue@jesc.or.jp

TEL 045-285-3710

11. 本事業の留意点

- ・ 環境省海岸漂着物等地域対策推進事業（通称「海ごみ補助金」）の交付対象となっていない事業を支援する予定です。
- ・ 企業等と連携した取組の支援となりますので、自治体単独での事業は対象となりません。
- ・ 応募主体は都道府県でも市町村、内陸部の自治体でも構いませんので、幅広くご応募ください。疑問点等がございましたら、遠慮なく事務局（一般財団法人日本環境衛生センター）までお問い合わせください。
- ・ 実施計画書の審査に際して、事務局より電話やオンライン会議等でヒアリングをさせていただく場合もございます。
- ・ 実施自治体は、本事業の検討会（年2回）及びシンポジウム等に参加いただき、取組の報告をいただく予定です。事業実施結果については、環境省請負事業報告書に掲載され、今後の海洋ごみ対策の中で積極的に活用させていただきます。
- ・ 本事業を活用した取組については、プラスチック・スマートウェブサイトへの登録をしていただきます。（<https://plastics-smart.env.go.jp/>）

(参考) 過去の採択事例 (環境省 HP 公表資料)

令和3年度

<https://www.env.go.jp/content/000039567.pdf>

令和4年度

<https://www.env.go.jp/content/000125678.pdf>

令和5年度

<https://www.env.go.jp/content/000218611.pdf>